

◎三十八番（宮本しづえ君）日本共産党の宮本しづえです。共産党県議団を代表し、質問いたします。

菅首相は、今日三日、突然次期自民党総裁選挙に立候補しない意思を表明しました。安倍政権からの九年間にわたる政治は、安民法制による立憲主義の破壊、命の軽視、科学や国民の声を無視、説明責任を果たさない、国民への自己責任押しつけでコロナの感染爆発を招き、命の危機を招いたことへの責任も反省もないことに国民の批判が高まり、追い詰められての政権投げ出しです。同時に、これらの失政を一体で進めた自民、公明の政権与党にも共同責任が問われます。

今、日本の政治に求められているのは、目先の利益を最優先し、命と暮らしを破壊してきた新自由主義を終わらせ、医療、介護などケアを支える政治に転換する、気候危機打開を口先だけでなく本気で取り組む政治、いまだに残る明治時代の男尊女卑から抜け出してジェンダー平等の日本をつくることです。

さらに、九月、北朝鮮がミサイル発射を強行したことは許されず、断固抗議するものです。日本は、憲法九条改憲ではなく、憲法を生かし、国連憲章と国際法に基づく平和外交を進めるべきです。こうした新しい日本を実現するため、政権交代が必要です。日本共産党は、そのために今度の総選挙で全力を挙げる決意を表明し、質問に入ります。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナ感染症の感染拡大は、八月にこれまでの一年半の中で最も感染者が多い状況となりました。緊急事態宣言は二十一都道府県、まん延防止等重点措置は十二県、都道府県の七割に拡大、八月後半は一日当たりの新規感染者が二万人を越す日が続き、重症者、自宅療養者は過去最多を更新、全国の自宅療養者は入院調整を含めると最大十六万人にまで増加、必要な

医療を受けられずに、救えるはずの命が救えない事例が相次ぎました。

コロナ感染がここまで深刻となったのは、オリンピック・パラリンピック開催の強行が国民への自粛呼びかけと矛盾したメッセージとなり、人流増加、感染爆発を招いた要因であることは明瞭であり、まさに菅政権による人災そのものです。

本県でも、いわき、郡山、福島市の三つの中核市にまん延防止等重点措置が適用され、いわき市は現在も適用中です。他の地域には、県は独自の非常事態宣言を出し、集中対策を行ってきました。八月十二日には、一日最大となる二百三十人の新規感染者を確認、県内の自宅療養者は最大で五百人を超えた日もありました。一日の感染者が一桁まで下がった日も出てきましたが、今後再爆発が起きない保証はありません。

国がコロナ感染者は自宅療養を原則とする方針を撤回しない下で、県はこれまでコロナ感染者は入院対応を原則にしてきました。今までのウイルスとは比較にならないほど感染力が強いデルタ株に一〇〇%が置き換わった下で、急変による症状悪化で命の危機が一層大きくなっており、自宅療養者の不安は増大しています。

日本共産党は、この事態に八月十九日、緊急提案を行い、命最優先にワクチンと検査一体にPCR検査を抜本的に拡充すること、臨時の医療施設を設置すること、パラリンピックの中止を提案、また九月十六日には、ワクチン接種者が感染し集団免疫の実現は難しいことから、第六波は不可避であることを踏まえ、感染者が減少傾向の今こそワクチンと一体で国の補助金による大規模検査を行うこと、原則自宅療養方針撤回と医療提供体制の強化を求めました。今こそ県は県民の命を守ることを最優先し、コロナ感染者は原則入院対応を堅持すべきです。

この間、県は医療機関の協力を得て入院病床を六百三十七床まで拡大して

きましたが、利用率は八月九日のピーク時には八四％ですが、中旬以降は六割から五割台で推移、自宅療養者が入院者を上回る期間が長期間続きました。和歌山県は、原則一〇〇％入院対応を今も貫いています。

新型インフル特措法は、医療施設が不足する場合、県は臨時の医療施設を設置するとしています。県は、いわき市に入院待機ステーション五床を設置し他の地域にも検討するとしていますが、この施設は国の酸素ステーションと同様の機能であり、入院施設ではありません。

これまでの方針どおり、感染者は原則入院とし、自宅療養者をなくすためにも臨時の大規模な医療施設を設置し、即座に医療が提供できる体制を構築すべきと思いますが、知事の考えを伺います。

本県は、自宅療養者の情報を市町村に伝えていない県の一つです。生活支援は、市町村に委託することで、よりきめ細かな支援と状況把握ができると思います。

そこで、市町村に自宅療養者の情報を提供すべきと思いますが、県の考えを伺います。

感染経路不明が三から四割を占める状況となっています。

感染を封じ込めるための戦略として、希望する県民がいつでもどこでも一回でもPCR検査を受けられるよう検査体制を拡充すべきと思いますが、県の考えを伺います。

学校や福祉施設等において、児童生徒、利用者、職員に対して定期的なPCR検査を実施するとともに、感染者が確認された際は一斉にPCR検査を行い、早期に感染者を特定し、隔離保護すべきと思いますが、県の考えを伺います。

コロナ対策の決め手とされてきたワクチン接種ですが、国は十月末までには希望する国民が二回の接種が受けられる量のワクチンが入ってくることを

が確認できていると述べました。

しかし、市町村ではワクチンが不足し、接種希望者の予約が増やせない事態となっていました。県は、今月中に三つの中核市に大規模接種会場を設置するとしています。

新型コロナウイルスワクチンについて、供給量と時期を示すよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

大阪では、十代後半の基礎疾患がありワクチン未接種の感染者が死亡する事例が報告されました。

新型コロナウイルスワクチン接種について、基礎疾患のある十二歳以上の若年層には優先的に接種を進めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

自治体が独自のコロナ対策を行えるようにするには、財源保障が必要ですが、県内の多くの市町村で臨時交付金は底をついており、県もほとんどない状態です。

地方創生臨時交付金の早期の追加配分を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

高齢者や障がい者等の施設では、感染防止のための消毒薬等、衛生資材の確保のためのかかり増し費用を昨年同様補助してほしいとの要望が寄せられています。

高齢者施設における新型感染症対策に要するかかり増し費用を補助すべきと思いますが、県の考えを伺います。

コロナ禍が長引く中で、中小零細企業は経営危機に立たされています。昨年は持続化給付金で何とか維持してきたが、それがない今年は、もはや廃業、休業するしかないとの悲痛な声が寄せられています。

事業者への減収補填を原則とし、持続化給付金の再度の支給や要件緩和を国に求めるべきと思いますが、考えを伺います。

コロナ禍が長引き、生活に困窮する世帯が増加、生活保護の申請件数も増加しています。

保護申請にはハードルが高い世帯も多いことから、生活困窮世帯に対し一人当たり十数万円の臨時給付金の支給を国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

長引くコロナ禍は、子供たちの学ぶ権利を脅かしています。共産党国会議員団文部科学部会は、八月二十五日、二学期、夏休み明けに当たっての緊急提案を行いました。休校や分散登校、学校行事も制限されるなど、限られた時間の中でも子供たちに豊かな学びを保障することが必要との観点から提案を行ったものです。

コロナ禍での学校教育は、感染症教育を徹底して命を最優先としながら、学習内容を精選し、学校行事も行うなど、可能な限り豊かな学びを保障していくべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

県のコロナ対策本部は、保健福祉部を中心にしつつ、交代制で他の部局からの応援を得て体制を維持してきました。コロナとの戦いは既に一年半を超え、今後も長期戦となることが予測されます。

新型コロナウイルス感染症対策本部の職員を専任化し、体制を強化すべきと思いますが、県の考えを伺います。

次に、原発事故対応と避難者支援についてです。

汚染水海洋放出方針の具体的計画への対応について、本年四月、菅政権は福島県民や幅広い国民の反対を押し切り、漁業関係者の理解なしにいかなる処理も行わないとの約束もほごにして、福島第一原発汚染水の海洋放出方針を決定、八月二十四日にはそのための風評被害対策を明らかにしました。東電は、翌二十五日、海底にトンネルを掘り、一キロ離れた沖に放出する方針を明らかにしたのです。

海洋放出前提の対策を打ち出す国と東電への信頼は大きく損なわれ、怒りだけが広がっています。県漁連はもちろん、J A、森林組合、生協連も相変わらず絶対反対の意思を表明しています。

国は、新たな風評被害対策を講じてもおお被害が発生した場合には賠償を行うとしています。またにも賠償に応じてこなかつた東電が新たな風評被害に本気で賠償するとは考えられません。

八月二十八日、鈴木副知事は県を代表し国に意見を述べましたが、海洋放出を前提としたものです。

汚染水の取扱いについては、風評対策や丁寧な説明ではなく、海洋放出決定の撤回こそ国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

東電は、汚染水のタンクが廃炉作業の障害になることを海洋放出の理由に挙げていますが、廃炉作業自体がロードマップどおりには全く進んでおらず、東電が計画する四十年で完了できる見通しは全くありません。

原子力学会は、廃炉には百年、更地にするには三百年はかかるだろうとの見解を示しています。汚染水の海洋放出を行ったとしても、今タンクにある汚染水の処理には四十年かかり、すぐにタンクがなくなるわけではありません。

トリチウムが環境や生態系にどのような影響を及ぼすかの統一した科学的知見は示されていませんし、原発事故の汚染水にはトリチウム以外の核種も含まれており、通常稼働している原発から出るトリチウム水とは性質が異なるため、なおのこと安易な海洋放出は許されないので。

このたび、県の廃炉安全監視協議会の専門委員を務めている柴崎直明福島大学教授を中心にした地質学の研究者が共同で福島原発敷地の地質に関する調査研究の報告書を出版しました。報告を伺うと、原発敷地の地質や地下水の調査研究はあまり行われないうままに原発が造られ、事故後も凍土壁

工事が行われ、地質の特徴を踏まえた抜本的な対策が取られてこなかったと指摘しています。

そのため、三百四十五億円かけた凍土壁の効果は十分発揮されておらず、もっと早く地下水を断つ方法が取られていれば、ここまで増えることはなかったと指摘しました。そして、汚染水を増やさないためには、原発建屋の周りを広く囲む延長三・七キロの広域に従来の土木工法によるコンクリートの広域遮水壁を造ることが有効としています。

汚染水を増やさないため、コンクリート製の広域遮水壁等により地下水流入を遮断する方法を検討するよう国及び東京電力に求めるべきだと思いますが、県の考えを伺います。

原発事故によつて避難を余儀なくされた県民は、今も避難市町村の発表だけで六万人を超え、避難区域外避難者を加えれば、七万人を超す避難者がふるさとに戻れていません。

国連の人権委員会の特別報告者、セシリア・ヒメネス・ダマリー氏は、日本政府に対して避難者の実態調査に入れるよう要請し続けてきましたが、日本政府は今もって受け入れようとしていません。国際的に日本が調査受入れに協力するよう求める声が強まっているのです。

国連特別報告者による原発事故の避難者の調査を直ちに受け入れるように国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

今議会には、区域外避難者で国家公務員宿舎に避難した方に二倍の家賃支払いと退去を求める調停申立ての議案が提案されました。原発事故避難者は、国の一方的な線引きにより区域内と区域外に分断され、県は子ども・被災者支援法も顧みず、避難者支援を次々と打ち切ってきました。

国家公務員宿舎の避難者に対して、県は本人の合意なしに親族に連絡し、家賃支払いや退去を促すよう要請を行ったことで、親族との関係が悪化、

精神的にも追い込まれる事例が出るなどの問題も指摘されてきました。原発事故による避難という特異性を十分配慮すべきです。

避難指示区域外から国家公務員宿舎に入居している避難者に対し、民事調停により明渡し等を求めるべきではないと思いますが、県の考えを伺います。

次に、地球温暖化対策についてです。

I P C C、いわゆる国連気候変動に関する政府間パネルは、八月九日、第六次報告を発表、人間の影響が大気、海洋及び陸地を温暖化させてきたことには疑う余地がないと断定しました。

国連のグテーレス事務総長は「これは人類への警告だ。今私たちが結集すれば、気候変動による破局を回避できる。対応を遅らせたり言い訳をしている余裕はない」との声明を出しました。

報告は、産業革命以前と比べた世界平均気温の上昇を一・五度以内に抑えなければならぬのに、既に一・〇九度上昇している。温暖化の進行は異常気象を加速させ、極度の暑さ、豪雨の頻発、台風などの強い熱帯低気圧の増加、永久凍土の減少などが予測され、暮らし全般に大きな影響をもたらすとし、こうした変化は後戻りできない状況になっていくと指摘し、警鐘を鳴らしています。

気候危機の下で、日本にも思い切った緊急行動が求められています。二〇五〇年カーボンゼロを掲げた菅政権の対応は、最も肝腎な二〇三〇年までの温室効果ガス排出の削減目標が二〇一〇年比で四二％と低過ぎる、石炭火発の新增設、輸出を推進する、原発に依存、実用化のめどが立たない新技術が前提となっていることなど、口先だけと言うほかありません。

日本共産党は、I P C C報告や科学者の知見に基づく警告を踏まえ、九月一日、気候危機を打開する日本共産党の二〇三〇戦略を発表しました。今

日の世界や日本国内の異常気象の頻発は気候危機と呼ぶべき非常事態であり、今後二〇三〇年までの十年足らずの間に全世界のCO₂排出量を半分近くまで削減できるかどうかには人類の未来がかかっていると指摘、そのために二〇三〇年までに二〇一〇年比でCO₂を五〇から六〇%削減し、二〇五〇年までに実質ゼロを達成する目標を掲げています。

省エネと再エネを組み合わせることでCO₂を二〇三〇年までに五〇から六〇%削減するため、エネルギー消費を四割減らし、再エネで電力の五〇%を賄えば可能との目標と道筋を示しています。そのため、CO₂排出量の多い産業分野の中でも、特に六業界二百程度の大規模事業所にCO₂削減目標と計画、実施状況の公表を協定として締結することを義務化します。

また、脱炭素と貧困、格差是正を二本柱にした経済、社会改革を行うことで持続可能な成長を実現します。これは、生活水準の悪化や停滞で我慢を強いるものではなく、年間二百五十四万人の雇用を新たに創出し、GDPを累積二百五兆円押し上げ、持続可能な希望ある成長の道を開くものです。

これらの提言を実現し、気候危機を打開するためには、財界言いなりの政治を変え、石炭火発や原発の利益共同体の抵抗を排除する、とりわけ新自由主義の政治を根本的に切り替え、貧困と格差の是正、雇用と暮らしを守ることを抜本的に向上させる政治への移行を一体で推進することが必要です。気候危機の打開は、思想信条の違いを超えた取組が全ての国民と政治に求められているのです。

これらを踏まえ、以下質問します。

二〇五〇年カーボンゼロを宣言した本県には、本気の取組が求められます。

国連気候変動に関する政府間パネルの科学に基づく提言等を真摯に受け止めて、県民の命と財産を守るため、地球温暖化対策にどのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

CO₂排出量の六割を占める発電と産業分野の協力は不可欠ですが、中でもCO₂排出量が最も多い石炭火発は二〇三〇年までに全廃が求められています。石炭火発の集中県である本県には、CO₂削減のため責任ある対応が求められています。

石炭ガス化複合発電を含む石炭火力発電所の廃止を事業者に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

県は再エネビジョンの見直しを行っていますが、エネルギー政策で県政の大問題は再エネの数値目標達成のために大規模再エネに依拠しようとしていることです。外国を含めた県外資本が県内各地に進出し、地域の環境を破壊しようとしており、地域住民からの反対が絶えません。

長野県は、再エネを地域共有の資源と捉え、地域経済を循環型にさせる資源として生かす長野県再エネ戦略を公表することで、県外資本は参入しにくくなり、大規模開発はあまり見られないといえます。山梨県も大規模ソーラー発電規制の条例を制定、本県でも大玉村が独自の条例を制定するなどの先進的取組があります。

県としても、地域に存在する無限の可能性を秘めた再エネを地域共有の資源として、地域の経済活動に生かすことが重要だと思えます。

再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域環境を守りながら住民参加による地域主導型とする条例を制定すべきと思いますが、県の考えを伺います。

技術的に実用化のめどが立っていない水素やアンモニアなどの新エネルギーの推進については、慎重に対応すべきと思いますが、県の考えを伺います。

次に、大規模災害対策についてです。

異常気象は、これまで経験したことのない集中豪雨と大規模な土砂災害を

引き起こしています。七月三日に熱海で発生した大規模な土石流災害は、二十六人の犠牲者を生み、いまだに一人は行方不明のままです。この土石流の原因が違法な土砂埋立てにあった可能性が強く、静岡県警は被災者の遺族の刑事告発を受け、捜査を開始したと報じられました。

国も全国的な盛土の点検に乗り出し、違法な建設発生土の埋立てが災害を招く要因になりかねないと警告、公共事業で発生する建設発生土処理用地は発注者が責任を持って確保するよう求めています。

本県では、原則県が確保すべきところを、請け負った事業者に委託することができると言われています。

県は、公共工事における建設発生土の適正な処理にどのように取り組んでいるのか伺います。

盛土の点検により危険な箇所が確認された場合、直ちに対策を講じるべきと思いますが、県の考えを伺います。

静岡県熱海市伊豆山の土石流が発生した土地の所有者が相馬市玉野地区で大規模な太陽光発電計画地の所有者、麦島善光氏と同一人物であることが明らかになりました。このメガソーラー計画地は、百十八ヘクタールの用地のうち八十二・四ヘクタールの山林を伐採し、八十二メガワットの太陽光発電設備を設置するもので、下流は二年前の東日本台風で大水を引き起こした宇多川です。上流の山林が大規模に開発されれば下流域に水害を起こしかねないと、相馬市民からは計画の見直しを求める要望が寄せられ、この間何度も県とも経産省とも交渉を繰り返してきました。

相馬市が県に上げた意見書では、水害の経験を踏まえ、安全対策を講じるとともに、住民への丁寧な説明を行い、水害の不安を払拭することを求めています。にもかかわらず、直前に発生した熱海の大規模土石流災害の土地所有者が麦島氏と同一人物であることを承知の上で、七月十五日、住

民説明会のその日に林地開発を許可したのです。許可期限までには一か月近く余裕があるのに許可を急いだのはなぜなのか、疑問が出るのは当然です。

県が七月十五日に相馬市玉野地区の大規模太陽光発電に係る林地開発を許可した理由を伺います。

環境大臣は、熱海の災害を踏まえて森林開発の在り方を検討する必要があると発言、国も現行法の見直しを検討せざるを得なくなっています。

相馬市玉野地区の林地開発許可を取り消すべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、近年の異常気象により土砂災害が頻発している実態を考慮すると、林地開発許可基準を気象変動に合わせ見直していくべきです。

林地開発に係る森林法の許可基準の見直しを国に強く求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

二〇一九年の東日本台風から間もなく二年を迎え、県は被災者の借り上げ住宅供与期間を原則二年で打ち切ろうとしています。コロナ禍も加わり困難が重なる中で、住まいの再建ができない世帯は、県のアンケートで約千世帯のうち無回答を含めると二割に上ります。

令和元年東日本台風等に係る借り上げ住宅について、供与期間を延長すべきと思いますが、県の考えを伺います。

最後に、米価下落対策についてです。

日本の昨年の食料自給率が三七・一七%と過去最低を記録しました。一方、コロナ禍で米消費量が減少、JAは仮払いの基準となる概算金を会津産コシヒカリで六十キロ一万円、中通りひとめばれ、天のつぶでは八千円台と、昨年比でマイナス三千円超えとなり、生産農家は経営と農業継続の危機に立たされています。二〇一九年の米づくりに必要な経費は、全国平均六十

キロ当たり一万五千百五十五円、そのうち機械や燃料費などの物財費だけで九千百八十円となり、八千円台の米価では再生産できず、米づくりを継続できなくなります。

全中は、二〇二二年六月末在庫は政府の適正在在庫量百八十万トンを大きく上回る二百五十万トン超えと試算、三年連続で米価暴落の危険があると警告しており、直ちに米価下落を抑える対策を講じる必要があります。備蓄米の隔離とともに、国が来年産備蓄米の買上げ量増加を打ち出すことで市場が反応し、価格下落の抑制効果が期待できると言われます。米余りの一方、食べるにも困る人がいることは大きな矛盾です。

米価対策のため、令和四年産備蓄米の買入れ量を増加し、食料支援に活用するよう国に求めるとともに、県としても県産米を買い上げ、食料支援に活用すべきと思いますが、県の考えを伺います。

米価下落が続く中、これに追い打ちをかける、義務でもないミニマム・アクセス米を国が輸入中止しようとしていないことは異常です。

ミニマム・アクセス米の輸入中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）

◎議長（太田光秋君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）宮本議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制についてであります。

本県においては、命と健康を最優先に、患者の状態、年齢、基礎疾患の有無などにより、入院療養が必要な方は入院対応としているほか、入院病床を確保するために、若年層で軽症の方や無症状の方などは宿泊療養や自宅療養としております。さらに、病床数を六百三十七床、宿泊療養施設を五

百三室に増やすなど、感染者急増時に備えた計画を大幅に上回る療養体制を確保したほか、自宅療養者が一時的に増加した八月の感染拡大に際しては、入院待機ステーションを整備するなど、自宅療養者への支援に取り組んできたところであります。

今後もさらなる感染拡大を想定し、受入れ病床の確保や宿泊療養施設のさらなる活用を進め、医療を必要とする方に速やかに提供できるよう、感染状況や一般医療への影響も踏まえながら、医療提供体制の強化にしっかりと取り組んでまいります。

次に、地球温暖化対策についてであります。

近年、地球規模で自然災害が頻発をし、令和元年東日本台風をはじめ全国各地で甚大な被害が発生しております。国連気候変動に関する政府間パネルによる今回の報告は、改めて地球温暖化対策が世界が直面するまさに喫緊の課題であることを示すものであります。持続可能な社会の実現に向け、温室効果ガスの排出削減対策を全力で推進していかねばならないとの思いを強くしております。

このため、福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現を目指し、新たな総合計画に二〇三〇年度までの削減目標を掲げるとともに、県地球温暖化対策推進計画に各部局の具体的な取組を盛り込みながら、県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギーの最大限の活用などの取組を加速してまいります。

また、大切なことは県民お一人お一人の気づきと行動であることから、地球にやさしい福島県民会議と緊密に連携し、参加団体を通じて事業者の取組を促進するとともに、イベント等により全県的な機運の醸成を図ってまいります。

さらに、二〇五〇年に向けた取組を今年度中にロードマップとして示し、

県民の皆さんの理解を得ながら、具体的な行動につながるよう取り組んでまいります。

今後も県民、事業者、市町村など、あらゆる主体と一体となって、地球温暖化対策を強力に推進してまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させていただきますので、御了承願います。

（危機管理部長大島幸一君登壇）

◎危機管理部長（大島幸一君）お答えいたします。

ALPS処理水につきましては、先月、国において、風評対策や事業者への支援に加え、水産業におけるセーフティネットの構築など、当面の対策が取りまとめられました。

処理水の取扱いについては、県民、国民の理解が重要であることから、その後開催された廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会において、正確な情報を政府一丸となり強く発信すること、風評対策などの具体的内容を関係団体等へ丁寧に説明するとともに、実行可能なものから速やかに実施することなどを国に求めたところであります。

引き続き、国に対し、関係団体や自治体等からの意見を真摯に受け止め、万全な対策を講じるよう求めてまいります。

次に、地下水の流入対策につきましては、地下水バイパスや凍土遮水壁、サブドレンやフェーシング等の重層的な取組が進められており、地下水や雨水等の流入を含めた一日当たりの汚染水発生量は、二〇一四年度の約四百七十立方メートルから昨年度は約百四十立方メートルまで減少しております。

県では、これまでも国及び東京電力に対して汚染水の発生抑制を求めてきたところであり、中長期ロードマップにおける汚染水の抑制目標を達成す

ることはもとより、引き続き廃炉の進捗状況を踏まえながら、様々な知見を活用し、地下水の流入対策をはじめ汚染水のさらなる発生抑制に向けて取り組むよう求めてまいります。

次に、令和元年東日本台風等に係る借り上げ住宅の供与期間につきまして、災害復旧工事により住宅の再建が完了しない場合等に延長が認められており、国との協議の結果、これまで県内では三自治体の八世帯について供与期間が延長されております。

入居者への意向確認の結果、住まいの検討が進んでいない方については、個別に事情を伺い、必要に応じて公営住宅をあつせんするなど支援を行っているところであり、引き続き市町村と連携して被災者の生活再建支援に取り組んでまいります。

（企画調整部長橘 清司君登壇）

◎企画調整部長（橘 清司君）お答えいたします。

地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を進める上で、地方の創意工夫の下、自由に用途が決められる国の交付金であり、本県においても社会、経済活動の維持や感染拡大防止の取組に最大限活用してまいりました。

今後の感染状況が予断を許さない中、県内自治体が財源に不安を抱えることなく、地域の実情に応じた対策を適時適切に講じていくためには、財源の充実が重要であります。

このため、引き続き全国知事会と連携し、地方が必要とする十分な額の交付金の確保を国に対して求めてまいります。

次に、石炭火力発電につきましては、現時点において安定電源としての役割を果たしております。

現在見直しが進められている国のエネルギー基本計画において、再生可能

エネルギーの主力電源化及び温室効果ガスの削減に向けた技術開発等により、電源構成における石炭火力の比率低減が示され、事業者においてもこれらを踏まえた検討が進められるものと認識しております。

次に、再生可能エネルギーにつきましては、環境や景観に配慮し、住民等の理解を得ながら事業を進めることや、災害にも強い地域分散型の設備導入等が重要であることから、年内に改定予定の再生可能エネルギー推進ビジョンにおいて、これらの視点を踏まえた新たな推進方策として、持続可能なエネルギー社会の構築を盛り込んでまいります。

今後は、新たな推進ビジョンに基づき、これまで以上に市町村や関係機関等との情報共有など連携を強化しながら、地域主導による再生可能エネルギーの導入を積極的に推進してまいります。

（保健福祉部長伊藤 剛君登壇）

◎保健福祉部長（伊藤 剛君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症における自宅療養者の市町村への情報提供につきましては、国の通知に基づき、これまでも事務の実施に必要な範囲内で情報提供することとしており、自宅療養者の生活支援を市町村と連携して行う場合には、必要な情報を適切に提供してまいります。

次に、PCR検査体制の拡充につきましては、医師の判断の下、検査の必要な方がしつかり検査を受けられるようにすることが重要であると考えており、地域における感染状況を踏まえ、関連があると認められる場合には広く検査対象として捉え、確実に検査を実施してまいります。

次に、学校や福祉施設等におけるPCR検査につきましては、感染が確認された際に、無症状者を含め、対象を幅広く捉え、検査を実施し、濃厚接触者の外出自粛要請などにより、感染拡大の防止を図ってきたところであり、

引き続き、必要な検査を迅速に実施し、感染拡大防止に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、県としても幾度も国に対して要請してきた結果、接種を希望される方に当面必要となるワクチンについて、十月上旬までに配分される計画が示されております。

次に、基礎疾患がある若年層への優先接種につきましては、年齢にかかわらず、基礎疾患のある方に優先して接種を行うよう、国から考えが示されております。

引き続き、基礎疾患がある方を含め、希望される方への接種が円滑に行われるよう取り組んでまいります。

次に、高齢者施設における感染症対策のかかり増し費用につきましては、新型コロナウイルス感染者が発生した施設、または濃厚接触者に対応した施設に対し、介護サービスを継続するために必要な人材確保に係る費用や衛生用品の購入費用等を補助しております。

次に、生活困窮世帯に対する支援につきましては、緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金の支給に加え、七月からは生活困窮者自立支援金の申請受付及び支給を開始しており、それぞれ十一月末まで申請受付期限を延長しているところであります。今後とも国の動向を注視して対応してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策本部の体制につきましては、迅速かつ効果的に感染症対策が実施できるよう、これまでも専任職員を増員するなどの体制強化を行ってきており、今後も感染状況や様々な課題を見据えながら適切に対応してまいります。

(商工労働部長安齋浩記君登壇)

◎商工労働部長(安齋浩記君)お答えいたします。

持続化給付金につきましては、昨年一月から十二月の間に売上げが一定割合減少した事業者に対し、国において支給されたところですが、新型コロナウイルスの影響の長期化により、幅広い業種の事業者への影響が顕著になっていることから、再度の支給や要件緩和について、全国知事会を通して繰り返し国に要望しているところであります。

次に、水素やアンモニアなどの新エネルギーの推進につきましては、環境負荷の軽減や幅広い産業分野での活用が期待されることから、脱炭素社会の実現に向け、重要であると考えております。

今後とも、福島再生可能エネルギー研究所をはじめとした関係機関と連携を図りながら、県内企業が行う研究開発を支援するなど、関連産業の育成に取り組んでまいります。

（農林水産部長小柴宏幸君登壇）

◎農林水産部長（小柴宏幸君）お答えいたします。

相馬市玉野地区の大規模太陽光発電に係る林地開発許可につきましては、五月十一日に申請を受理した後、県が現地確認を行うとともに、森林法の基準に適合しているかを審査した上で森林審議会森林保全部会に諮問し、六月十七日に適当と認めるとの答申を受け、許可の条件が整ったことから許可処分を行ったものであります。

次に、林地開発許可の取消しにつきましては、許可条件に違反する開発行為などが確認された場合、または不正な手段で許可を受けた場合に検討するものであり、現段階ではいずれにも該当しておりません。

次に、林地開発に係る許可基準の見直しにつきましては、近年の災害の激甚化等を踏まえ、現在国において森林法における規制の在り方について検討されていることから、引き続き国の動向を注視してまいります。

次に、令和四年産備蓄米につきましては、市場から一定量を隔離すること

により、米の需給環境の改善が期待できることから、全国知事会等を通じて買入れ数量の拡大を国に要望しているところであり、引き続き備蓄米の弾力的な運用を国に要望するとともに、今後とも米価の安定に向け、関係機関、団体と連携しながら、需要に応じた米の生産を推進してまいりたいと考えております。

次に、ミニマム・アクセス米の輸入につきましては、WTO協定に基づき行われているものであり、その取扱いについては国において判断されるものであると考えております。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

公共工事における建設発生土につきましては、他の工事への利用など、発注の際に場所を指定し、処理することを原則としております。

早期の着手が必要な工事など、あらかじめ処分先が指定できない場合には、受注者と協議をし、場所や処分後の形状などの点から適切な処理方法を決定するとともに、工事の完了時に処分状況を確認するなど、建設発生土の適正な処理に取り組んでおります。

次に、盛土の点検につきましては、土砂災害警戒区域などにおいて、過去二十年程度の間に行われたと想定される盛土を対象に、目視により異常の有無を確認することとしております。

現在、現地での具体的な点検について準備を進めており、結果がまとまり次第公表するとともに、土砂の流出などのおそれがある箇所について詳細な調査や所有者の特定を行うなど、災害防止に向けて速やかに対応してまいります。

（避難地域復興局長守岡文浩君登壇）

◎避難地域復興局長（守岡文浩君）お答えいたします。

国連特別報告者による原発事故の避難者の調査につきましては、国際社会における国の対応として、その受入れについて検討されるべきものと考えております。

次に、国家公務員宿舎の明渡し等につきましては、戸別訪問や現地での相談会を通じて、安定した住まいの確保など、生活再建に向けた支援に努めてまいりましたが、再三の連絡にも応じていただけず、使用料未納分の時効が到来することから、民事調停の申立てもやむを得ないものとの判断に至ったものであります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

公立学校における学びの保障につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、創意工夫を凝らしながら教育活動を進めることが重要であります。

このため、感染拡大時には、分散登校に合わせてクラスの半数程度がオンラインで対面授業に参加するハイブリッド型授業を展開したほか、入学式や運動会、修学旅行といった節目となる学校行事は入場の制限や時期の変更をして実施するなど、貴重な学びの機会の提供に努めているところであります。

今後とも、感染症対策を講じた上で、可能な限り児童生徒の豊かな学びを保障できるよう取り組んでまいります。

◎三十八番（宮本しづえ君）再質問いたします。

まず最初に、知事に伺いたいと思います。

コロナ対策の臨時医療施設の設置についてでございます。今知事の答弁は、病床数を大幅に確保し、そして入院待機ステーションも設置をしてきたというところで、この対応で何とか対応できるのではないかと思われる趣旨だ

ったと思います。

第六波がほぼ来るのではないかと、もうデルタ株が一〇〇%置き換わってしまったということですので、このデルタ株の下での感染が今後どういう形でさらに再拡大していくのかというのは本当にまだ分からない。しかも、ブレイクスルー感染、いわゆるワクチン接種をしても感染してしまうという事例が世界的に広がって、日本でも起きているという状況なわけです。

ですから、こういう状況を踏まえたときに、八月に自宅療養者が五百人を超えてしまった、調整中の人は百五、六十人いたというあの状況が続いたわけですよ。この事態がもう来ないという保証はないのです。だから、あのような事態になったときにどう対応するのかというときに、やっぱり本県でも臨時の医療施設を当然検討すべきだ、これが命を守ることだ、在宅死を本県では絶対に生んではならない、この覚悟で対応を検討すべきだと思うのです。今のままでいいというふうには私は決して思わない。知事の再度の答弁を求めます。

知事に、二つ目の温暖化対策の取組ですけれども、二〇三〇年までに削減目標も設定をしていきたいと、そして県民総ぐるみで取組を進め、事業者にも協力を求めるといってお話がありました。

特に私は、県内で問題だと思うのは、石炭火発が非常に多いという点なのです。これをどういうふうに県として捉えて、事業者に要請をしていくのが特に重要ではないか。二〇三〇年までに石炭火発はゼロにしないと温暖化に歯止めはかからないのだということやIPCも言っています。共産党もそういうことを基に提言を出しております。だったらこの石炭火発の事業者にどういう要請をするのか、本県として、具体的な取組がやっぱり重要ではないかというふうに思うのです。

県民の気づきと行動が大事だというのはそのとおりですけれども、圧倒的

に多い石炭火発からのCO₂の排出をどう抑えていくのか、これがやっぱり本県の二〇五〇年カーボンニュートラル、カーボンゼロの目標達成にとっても不可欠の課題だという認識に基づいて県の対応を考えるべきだというふうに私は考えますので、再度この点についての知事の認識を伺いたいと思います。

それから、保健福祉部長に、一番目の三項目、コロナの検査の拡充に関わってですけれども、若年層のクラスターが県内でも起きてしまっているわけですよ。ですから、定期的なPCR検査をやって、早期に感染者を特定して隔離保護するという、この対策が今特に不可欠だというふうに思います。

今ちようど感染者が抑えられている、減少してきているという時期でもありますので、この時期にワクチン頼みだけではなくて、ワクチンと一体でPCR検査をしっかりとやっていく、この対策をしっかりと取るべきではないかというふうに思いますので、再度この点についての考えを伺いたいと思います。

それから、商工労働部長に新エネの問題についてですけれども、実は経団連の十倉会長も、新しい技術の開発というのは、実用化までは十五年から二十年かかるのだというような話をされたのです。そうすると、水素やアンモニアに依存する、この新エネに期待するということが二〇三〇年までのこの決定的な期間に間に合わない。だから、そこに依存するのではないエネルギー対策が必要ではないかということを私は申し上げたわけですので、この点もう一度答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（太田光秋君）三十八番議員に申し上げますが、再質問においては答弁者を変更することができませんので、御了承いただきたいというふうに思います。

◎知事（内堀雅雄君）宮本議員の再質問にお答えいたします。

第五波の経験、そして第六波をはじめとした次の感染拡大に対応していくことが極めて重要であります。

福島県においては、今後のさらなる感染拡大を想定し、病床の確保や宿泊療養施設の活用をさらに進め、今後とも適切な療養環境を提供できるよう、医療提供体制の強化にしっかりと取り組んでまいります。

また、地球温暖化対策につきましては、世界が直面するまさに喫緊の課題であります。

新たな総合計画に二〇三〇年度までの温室効果ガス削減目標を掲げ、全庁を挙げて取組を加速するなど、県民、事業者、市町村等、あらゆる主体と一体となって、福島県としての地球温暖化対策にしっかりと取り組んでまいります。

◎保健福祉部長（伊藤 剛君）再質問にお答えいたします。

PCR検査につきましては、地域における感染状況に応じて、幅広に対象として検査を実施することとしており、引き続き感染状況をしっかりと注視し、感染拡大防止に必要な検査を確実に実施してまいります。

◎商工労働部長（安齋浩記君）再質問にお答えいたします。

水素やアンモニウム関連技術の開発につきましては、福島再生可能エネルギー研究所におきましても、成長が期待される分野としまして、様々な研究が進められております。

県といたしましては、引き続き新エネルギー関連技術の開発とともに、再生可能エネルギー関連技術の実用化、事業化に向けた企業の取組を支援してまいります。

◎三十八番（宮本しづえ君）再々質問いたします。

今の知事の、この臨時の医療施設の設置については、積極的な前向きな答

弁はございませんが、無症状者でも急変して、そして一気に一晩で悪化して亡くなってしまおうというような事例が全国で起きているわけですよね。だから、やっぱり在宅療養者は基本的に生まない、こういう対策をしつかり県として取る。そのためには、六百三十七床だけでは足りない事態が起きるかもしれない。だから、今から準備をする必要があるのだということも申し上げています。造らなくても本当に大丈夫だという保証はどこにあるのか、もう一度お聞かせをいただきたいと思えます。

それから、危機管理部長に汚染水の問題についてです。

鈴木副知事が八月二十八日に国に対して、この国が出した計画、東電が出した計画について意見を述べられていますけれども、問題は、述べた意見は全部海洋放出を前提としたときに、こうしてください、ああしてください、ということなので、こういうことなのです。だけれども、今県民が求めているのは、海洋放出方針そのものをやめてくれ、撤回してくれ、慎重に対応してくれ、こういうことなのです。

この海洋放出決定が四月十三日でした。それ以降の県内の撤回あるいは慎重対応を求めるといふ意見書は既に二十七の市町村議会で上がっておりまして、半分近いわけですよ。そういうところからも上がっている。そして、県漁連はもちろんですけれども、JA、生協連も絶対反対だという声を引き続き上げている。そして、森林組合は山と海はつながっているのだと、漁連を一人にはしない、そして連帯の声を上げているわけです。こういう経済団体も一緒になって、今撤回を求めているときに、福島県がこういう姿勢でいいのかが問われていると私は思います。

先日、宮城県は国の説明を受けたときに、県の幹部は海洋放出以外の方法を検討すべきだということを求めたと報道されています。隣の県では別の方法を検討してくれと言っているときに、当事者の福島県が海洋放出を前

提とした方針をちゃんとやってくれという、こういう姿勢だけで本当にいいのかが問われている。再度危機管理部長の答弁を求めます。

それから、地質関係者の皆さんが汚染水を増やさないための地下水を遮断する方法について提案をされました。これは、造るときにちゃんと地質調査をやられないままに造られてしまった。だから、どうもやっぱり東電の資料も不十分だし、そもそも廃炉安全監視協議会にも十分な資料が出されてこなかったという経過もあったと思います。だから、自分たちは苦勞しながら調査をしたわけですよ。そうしたら、東電が示したような図面どおりの地質、単純ではなかった。かなり地層が入り組んでいるから、地下水もかなり複雑なわけですよ。そのために広域の遮水壁が必要だという結論を出されたわけです。

汚染水の問題を考えるときに、まずしっかり根元を断つという対策は何よりも大事で、基本にすべきだと思うのです。ですから、いろいろな方法を求めていきたいという、この方法の中にこの広域遮水壁の方法もしっかり求めていくべきだというふうに思いますので、再度その考えがあるかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

それから、農林水産部長に相馬の玉野の林地開発について、審議会が大丈夫だと言ったので許可をしたのだということですが、審議会が結論を出したのは六月です。そして、あの熱海で大規模な土石流の災害が起きたのは七月三日です。ですから、その後には大きな変化があるわけです。それを踏まえて、国のほうも林地開発許可の基準の見直しも考えざるを得ないという状況になっているわけです。それを七月十五日に分かっていて何で急いで許可を出さなければならなかったのか。本当に県民の安全を考えれば、ちょっと待ったをかけることだってできたのではないかと思うけれども、なぜそれをやらなかったかを再度伺いたいと思います。

◎知事（内堀雅雄君）宮本議員の再質問にお答えいたします。

第五波、本当に厳しい状況に私ども直面をいたしました。そして、今後それを超える第六波等が来る可能性もあります。

福島県においては、今後のこうした感染拡大を想定し、病床の確保や宿泊療養施設の活用をさらに進め、医療提供を必要とする方に速やかに対応できるよう、感染状況等を踏まえながら医療提供体制の充実強化に着実に取り組んでまいります。

◎危機管理部長（大島幸一君）再質問にお答えいたします。

ALPS処理水の取扱いにつきましては、海洋放出に反対する意見、新たな風評を懸念する意見など、様々な意見が出されており、正確な情報発信や具体的な風評対策が重要であると考えております。

このため、県では国に対し、関係者に対する説明と理解や万全な風評対策など五つの重要な事項について、様々な機会を通じて申入れを行ってまいりました。

今般、国の当面の対策が示されたことから、具体的内容を関係団体等に丁寧に説明するとともに、引き続き関係団体や自治体等からの意見を真摯に受け止め、万全な対策を講じるよう国に求めてまいります。

次に、汚染水対策につきましても、汚染水の発生量を減少させることは最も重要な対策の一つであると考えております。

現在、東京電力におきましては、さらなる汚染水発生抑制に向けまして、雨水の流入を防ぐための建屋屋根の補修、またフェーシング等に取り組んでいるところであり、引き続き様々な知見を活用して、地下水の流入対策をはじめ汚染水のさらなる発生抑制に向けて、取組を国、東京電力に求めてまいります。

◎農林水産部長（小柴宏幸君）再質問にお答えいたします。

相馬市玉野地区の林地開発許可につきましては、森林法の基準に適合し、許可の条件が整ったことから許可処分を行ったものであり、森林法において基準に適合する場合は許可しなければならいとされているところでございます。